

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

- エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体
- オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等
- カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者
- キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれのない団体
- ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等）

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(ア) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1－（1）】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1－（2）】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

3 次のいずれかに該当する者

- (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
- (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
- (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
- (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

○ 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。

- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- ☐ 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- ☐ 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(5) 指定管理者の指定に係る事務

ア 排除の対象

暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者

イ 警察本部への照会の基準等

(7) 照会の基準

公の施設の指定管理者候補の選定において、公募とする施設の指定管理者として応募した者及び非公募とする施設の指定管理者として選定しようとする者について、相手方が排除対象者か否かを照会する。(排除の対象として確認を行う必要のない団体等(前記3「暴力団排除の基本的な考え方」の「(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等」参照)を除く。)

(イ) 外部からの通報時の処理基準

指定管理者として指定した後外部からの情報提供等により、相手方が排除対象者である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(7) 応募時の警察本部への照会により相手方が排除対象者であると判明した場合は、選定の対象外とする。

(イ) 指定した後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により相手方が排除対象者であることが判明した場合は、既にした指定を取り消すとともに、本市の損害に係る賠償の請求等必要な措置を講じる。

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することになる使用(相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。)

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴(威力誇示や組織維持につながるものに限る)
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

(施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る)

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント(露店の出店を含む)

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請(予約)時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合(市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る)

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

- (ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）
- (イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

- (ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

- (イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) その他の事務事業

許認可、承認、登録その他の事務事業において、暴力団排除を講じる必要があるものは、前記(1)から(6)に準じて必要な措置を講じるものとする。

【排除の対象となる事務事業の選定】

次の事項等を勘案して対象となる事務事業を選定

- 当該事務等に関し、暴力団の関与の実態（又はその可能性があるか）
- 当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか
- 暴力団の排除の実効性はあるか

※ なお、排除の例外とする事務事業については、前記3「暴力団排除の基本方針」の「(4)排除の例外」を参照すること

ア 排除の対象

事務事業の内容に応じ、排除の対象を相手方の該当性とするか、あるいは、その内容とするか検討して定めるものとする。

- (ア) 相手方の該当性とする場合

暴力団、暴力団員及び県公安委員会公表者とし、さらに暴力団密接関係者を加えるかどうか検討する。

- (イ) 内容とする場合

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになるものを排除対象とする。

イ 警察本部への照会の基準等

- (ア) 照会の基準

前記(1)から(6)を参考とし、その全てを照会するのか、あるいは、言動等により疑わしい場合の照会とするのか等を検討して定めるものとする。

(イ) 外部からの通報時の処理基準

前記(1)から(6)を参考とし、その処理内容を定めるものとする。

ウ 具体的な排除方法等

前記(1)から(6)を参考とし、具体的な排除方法等を定めるものとする。

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和4年4月1日から施行する。

個人情報保護及び情報セキュリティ対策に関する取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、番号法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等及び広島市情報セキュリティポリシー等を遵守し、個人の権利利益の侵害等がないよう情報（個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(セキュリティ対策の必要となる情報)

第2条 セキュリティ対策の必要となる情報とは、次の各号に該当する事項とする。

- (1) 業務の実施のため、市営住宅総合管理システム端末に表示される情報
- (2) 業務の実施のため、乙が適法かつ公正な手段により収集した情報
- (3) 業務の実施のため、甲が作成した書類に記述される情報
- (4) 業務の実施のため、甲から口述により知得した情報

(秘密の保持)

第3条 乙は、本業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督及び教育)

第4条 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(取得の制限)

第5条 乙は、本業務を行うために個人情報を取得するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第8条 乙は、甲の承諾を得て本業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第9条 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第10条 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(市営住宅総合管理システム端末の利用制限)

第11条 乙は、本業務を行うために、市営住宅総合管理システム端末を利用する際は、甲が指定した場所で、かつ甲の監視の下での使用に限定し、指定場所以外での使用、甲の監視外での使用及び本業務以外の目的で使用してはならない。

(市営住宅総合管理システム端末の利用登録)

第12条 乙は、本業務を行うために市営住宅総合管理システム端末を利用する者について、事前に甲に届出なければならない。それらの者が市営住宅総合管理システム端末を利用する必要がなくなった場合においても同様とする。

(市営住宅総合管理システムの利用における遵守事項)

第13条 乙は市営住宅総合管理システムの利用に当たり、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 市営住宅総合管理システムを業務以外の目的で利用又は第三者に利用させないこと。
- (2) 市営住宅総合管理システムを法令又は公序良俗に反して利用しないこと。
- (3) 他の利用者又は第三者の名誉を傷つけ、プライバシーを侵害し、又は不利益をもたらす利用を行わないこと。
- (4) 自分のユーザID又はパスワードを他人に使用させないこと。
- (5) 他の利用者のユーザID又はパスワードを不正使用しないこと。
- (6) 本業務に従事している者は、システム端末利用中に離席する際は、必ずシステム端末のログオフ又はパスワード付のスクリーンセーバーの利用による画面の非表示の対策を実施すること。
- (7) その他、市営住宅総合管理システムの運用に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

(機器の設置制限)

第14条 乙は、甲の施設内において、乙が負担するパーソナルコンピュータ及びプリンタ以外の機器を甲に無断で設置又はネットワークに接続してはならない。

(パーソナルコンピュータ等の設置における遵守事項)

第15条 乙は、甲の施設内において、乙が負担するパーソナルコンピュータ及びプリンタを設置する際は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置後はワイヤーロックにより机などに縛り付け持ち帰らないようにすること、又甲の許可なく移動させないこと。
- (2) パーソナルコンピュータは、コンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールし、パターンファイルを最新の状態に保つこと。また、定期的にハードディスク全体のウイルス検査を実施すること。
- (3) パーソナルコンピュータにユーザー認証を設定すること。
- (4) 庁内のネットワークなどいかなるネットワークにも接続しないこと。
- (5) 本業務で取り扱う特定個人情報並びに市営住宅総合管理システムで保有している住民記録情報、市民税情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護受給情報、原子爆弾被爆者に対する手当支給情報、児童扶養手当受給情報及び介護保険資格情報を、乙が負担するパー

ソナルコンピュータに保存してはならない。

(安全管理措置)

第16条 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(可搬記録媒体の使用における遵守事項)

第17条 乙は、本業務に関して知り得た情報資産を、可搬記録媒体に格納する際は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 可搬記録媒体管理台帳を作成すること。
- (2) 可搬記録媒体は予め甲が承認したものを使用し、保存データや用途を記載したラベルを可搬記録媒体に貼ること。
- (3) 使用していないときは、甲の指示する場所に保管すること。
- (4) 情報資産のうち、本業務で取り扱う特定個人情報並びに市営住宅総合管理システムで保有している住民記録情報、市民税情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、療育手帳情報、生活保護受給情報、原子爆弾被爆者に対する手当支給情報、児童扶養手当受給情報及び介護保険資格情報を、可搬記録媒体に格納してはならない。
- (5) 個人情報等の情報資産が保存された可搬記録媒体を作業場所から持出し等する際は、甲の許可を得ること。

(可搬記録媒体の使用制限)

第18条 乙は、可搬記録媒体を市営住宅総合管理システム端末に繋げてはならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第19条 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第20条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(情報セキュリティ研修の実施)

第21条 乙は、本業務に従事している者に対し、定期的に又は情報システムの変更時期に、情報システムに関する情報セキュリティ研修を実施する。

(資料等の返還等)

第22条 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第23条 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、本業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第24条 乙は、本業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了

後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(指定の取消し等)

第25条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(損害賠償)

第26条 本業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第27条 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。